

教児安第37号  
令和4年4月13日

各市町村教育委員会  
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長  
(公印省略)

「令和4年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針」の  
策定について

このことについて、別添写しのとおり、千葉県環境生活部くらし安全推進課長から、令和4年3月29日付けく第4288号『令和4年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針』の策定について」が通知されました。

つきましては、地域の交通安全を推進するため、本方針の内容に基づいた交通安全推進隊の活動躍進に向け、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、各市町村交通安全対策主管課あてには、別途通知してありますことを申し添えます。

担 当

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 安全班 指導主事 田中 福太郎 TEL：043（223）4091
---

教児安第37号  
令和4年4月13日

各教育事務所長 様

教育振興部児童生徒安全課長

「令和4年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針」の  
策定について

このことについて、別添写しのとおり、各市町村教育委員会（中核市を除く）学校安全主管課長宛てに通知しました。

ついては、貴域内の市町村教育委員会に対し、適切に指導願います。

担 当

教育振興部児童生徒安全課安全班 指導主事 田中 福太郎 TEL：043（223）4091
--

写

教児安第37号  
令和4年4月13日

各市町村教育委員会  
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長  
(公印省略)

「令和4年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針」の  
策定について

このことについて、別添写しのとおり、千葉県環境生活部くらし安全推進課長から、令和4年3月29日付けく第4288号『令和4年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針』の策定について」が通知されました。

つきましては、地域の交通安全を推進するため、本方針の内容に基づいた交通安全推進隊の活動躍進に向け、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、各市町村交通安全対策主管課あてには、別途通知してありますことを申し添えます。

担 当

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 安全班 指導主事 田中 福太郎 TEL：043（223）4091
---



く 第 4 2 8 8 号  
令和 4 年 3 月 2 9 日

教育庁教育振興部学校安全保健課長 様

環境生活部くらし安全推進課長

「令和 4 年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針」の  
策定について（通知）

このことについて、当課では、地域の子どもや高齢者の交通事故防止のため、交通安全ボランティアである「千葉県交通安全推進隊」の体制整備を行っているところです。

このたび、「令和 4 年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針」を別添 1 のとおり定めましたので通知します。

地域の交通安全を推進するため、本方針の内容を各市町村教育委員会に周知していただくとともに、本方針に基づき交通安全推進隊の活動促進に向け、より一層の御理解と御協力をお願いします。

なお、各市町村交通安全対策主管課あてに別途通知していますので申し添えます。

<添付文書>

- ・令和 4 年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針（別添 1）
- ・（参考 1）千葉県交通安全推進隊について
- ・（参考 2）交通安全推進隊 市町村別結成数・隊員数



<担当>

環境生活部くらし安全推進課  
交通安全対策室 林

TEL 043-223-2263

FAX 043-221-2969

E-mail ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

## 令和 4 年度 千葉県交通安全推進隊の活動促進に関する方針

令和 4 年 4 月

千葉県環境生活部くらし安全推進課

## 1 本方針の位置づけ

本方針は、千葉県交通安全条例に基づき設置している「千葉県交通安全推進隊」（以下、「推進隊」という。）の活動を促進するため、千葉県（くらし安全推進課及び地域振興事務所）が取り組む事項、また関係機関（市町村、警察及び千葉県教育委員会）に協力を求める事項を明らかにしたものである。

## 2 取組内容

- (1) 推進隊が安全かつ効果的に活動できるよう研修会を開催する。
- (2) 推進隊の活動に役立つ資料や情報、活動に必要な啓発物資を提供する。
- (3) 推進隊の活動の参考としてもらうため、また、推進隊の活動の一環として、地域で開催される交通安全教室や啓発イベントへの参加を呼びかける。
- (4) 推進隊の活動を広く県民に知ってもらうための広報を実施する。

## 3 推進体制

## (1) 千葉県が取り組む事項

機 関 名	主 な 取 組 事 項
くらし安全推進課	①研修会実施要領の策定、活動の手引など研修会資料の作成。 ②千葉市・市原市の推進隊を対象とした研修会の実施。 ③各地域振興事務所が実施する研修会への支援。 ④推進隊登録簿の整備。 ⑤活動に必要な情報や資料、活動物資、啓発品等の提供。 ⑥くらし安全推進課が実施する交通安全教室や啓発イベントの情報提供、参加呼びかけ。 ⑦推進隊に関する広報の実施。 ⑧その他、推進隊の活動を安全かつ効果的に進めるために必要な支援。 ⑨推進隊員ボランティア保険の加入手続き
地域振興事務所	①管内の推進隊を対象とした研修会の実施。 ②活動に必要な資料や情報、活動物資、啓発品等の提供。 ③管内で開催される交通安全教室や啓発イベントの情報提供、参加

機 関 名	主 な 取 組 事 項
地域振興事務所	<p>呼びかけ。</p> <p>④推進隊に関する広報の実施。</p> <p>⑤その他、管内の推進隊の活動を安全かつ効果的に進めるために必要な支援。</p>

(2) 関係機関に協力を求める事項

機 関 名	主 な 取 組 事 項
市町村	<p>①くらし安全推進課、地域振興事務所が実施する研修会への参加協力。</p> <p>②市町村が実施する交通安全教室や啓発イベントの情報提供、参加呼びかけ。</p> <p>③活動に必要な情報や資料、啓発品等の提供。</p>
警察 (警察署を含む)	<p>①くらし安全推進課、地域振興事務所が実施する研修会への参加協力。</p> <p>②警察が実施する交通安全教室や啓発イベントの情報提供、参加呼びかけ。</p> <p>③活動に必要な情報や資料、啓発品等の提供。</p>
県教育委員会 (市町村教育委員会及び各小学校等を含む)	<p>①くらし安全推進課、地域振興事務所が実施する研修会への参加協力。</p> <p>②市町村教育委員会と連携した各小学校等への推進隊の活動及び制度の周知。</p> <p>③教育委員会が実施する交通安全教室や啓発イベントの情報提供、参加呼びかけ。</p> <p>④活動に必要な情報や資料、啓発品等の提供。</p>

<参考>

### 千葉県交通安全条例【抜粋】

(交通安全の体制整備等)

第9条 県は、交通安全に関する施策を推進するための組織等の体制を整備するものとする。

2 県は、市町村と連携して、地域に密着した交通安全に関する活動の先導的役割を担う組織として交通安全推進隊を整備するものとする。

### 千葉県交通安全推進隊設置要綱【抜粋】

(設置の趣旨)

第2条 推進隊は、交通安全に関心と意欲を持った県民が、地域に密着した活動を先導的に行うことにより、県民一人ひとりへの交通安全意識の普及・浸透・定着を図るとともに、県民の主体的な交通安全活動を促進し、もって交通事故のない安全で住みよい「交通安全県ちば」の実現を目指し設置する。

(活動)

第4条 推進隊は、次に掲げる活動の中から、地域の実情に応じた活動を強制力の伴わない範囲で行うものとする。

- (1) 子どもの通学路等における街頭監視及び保護・誘導活動
- (2) 交通安全に関する高齢者宅訪問活動
- (3) 地域における交通安全講習会の開催及び協力
- (4) 自転車の安全利用に関する広報啓発活動
- (5) 安全運動の行事など、警察と連携した街頭での広報啓発活動
- (6) その他交通安全意識の普及・浸透に資する活動及び市町村が必要と認めた活動

2 活動に当たっては、県くらし安全推進課、(以下、「くらし安全推進課」という。) 地域振興事務所、県教育委員会、警察、市町村、市町村教育委員会、小学校(以下、これらを「県等」という。)及び地域の交通安全推進団体と連携を図るものとする。

## 千葉県交通安全推進隊について

千葉県交通安全推進隊は、県民一人ひとりの参加によって「交通安全県ちば」を実現するため、千葉県交通安全条例に基づき、平成14年度から始まった制度です。

現在、約3,000名の方々が、通学路での街頭監視、保護・誘導を中心に活動していただき、地域の子どもたちや高齢者を交通事故から守っています。

### 1. 組 織

- (1) 推進隊は、県内に在住・在勤または通学している18歳以上の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く）で、交通安全活動に関心と意欲を持ち、毎月1回以上活動ができる者で組織します。
- (2) 推進隊は原則として2名以上の隊員をもって組織します。
- (3) 推進隊には代表者を置くものとします。
- (4) 推進隊は、原則として小学校区単位に組織します。

### 2. 活 動

推進隊は、次に掲げる活動の中から、地域の実情に応じた活動を強制力の伴わない範囲で行います。

- (1) 子どもの通学路等における街頭監視、保護・誘導活動
- (2) 交通安全に関する高齢者宅訪問活動
- (3) その他、地域の実情に応じた活動
  - ・交通安全講習会の開催及び協力
  - ・自転車の安全利用に関する広報啓発活動
  - ・警察署と連携した街頭での広報啓発活動
  - ・その他、交通安全意識の普及・浸透に資する活動及び市町村が必要と認められた活動

### 3. 身 分

ボランティアとして県へ登録します。

### 4. 登録期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日までの3年間です。

※ただし、登録期間の途中に追加登録された隊員は、登録開始日から登録期間の末日までとなります。

### 5. 県が行う隊員への支援

- (1) ボランティア活動保険に加入します。
- (2) 登録証、帽子、横断旗、蛍光ベストを（活動内容に応じて）配布します。
- (3) 研修を実施します。
- (4) 交通安全に関する情報を提供します。





## 交通安全推進隊に関する県の窓口

担当する市町村	機 関 名	TEL・FAX	住 所
千葉市、市原市	千葉県 環境生活部 くらし安全推進課	TEL 043-223-2263 FAX 043-221-2969	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
市川市、船橋市 習志野市、八千代市 浦安市	葛南地域振興事務所 地域防災課	TEL 047-424-8281 FAX 047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 フェイス 7 階
松戸市、野田市 柏市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域防災課	TEL 047-361-2111 FAX 047-367-4348	〒271-8560 松戸市小根本 7
成田市、佐倉市 四街道市、八街市 印西市、白井市 富里市、印旛郡	印旛地域振興事務所 地域防災課	TEL 043-483-1122 FAX 043-483-2450	〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8-1
香取市、香取郡	香取地域振興事務所 地域防災課	TEL 0478-54-6811 FAX 0478-52-5529	〒287-8502 香取市佐原イ 92-11
銚子市、旭市 匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域防災課	TEL 0479-62-0261 FAX 0479-63-9898	〒289-2504 旭市二 1997-1
東金市、山武市 大網白里市、山武郡	山武地域振興事務所 地域防災課	TEL 0475-54-0222 FAX 0475-55-6279	〒283-0006 東金市東新宿 17-6
茂原市、長生郡	長生地域振興事務所 地域防災課	TEL 0475-22-1711 FAX 0475-24-0459	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1
勝浦市、いすみ市 夷隅郡	夷隅地域振興事務所 地域防災課	TEL 0470-82-2211 FAX 0470-82-4164	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14
館山市、鴨川市 南房総市、安房郡	安房地域振興事務所 地域防災課	TEL 0470-22-7111 FAX 0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条 402-1
木更津市、君津市 富津市、袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域防災課	TEL 0438-23-1111 FAX 0438-23-7495	〒292-8520 木更津市貝淵 3-13-34

(参考2)

## 交通安全推進隊 市町村別結成数・隊員数

令和4年4月1日現在

担当	市町村	結成数			隊員数
		団体	個人	計	
くらし安全推進課	中央区	4	5	9	54
	花見川区	1	0	1	125
	稲毛区	4	2	6	40
	若葉区	5	2	7	20
	緑区	2	2	4	20
	美浜区	4	2	6	31
	計	20	13	33	290
	市原市	22	3	25	218
合計	42	16	58	508	
葛南	市川市	9	3	12	55
	船橋市	19	12	31	188
	習志野市	6	2	8	43
	八千代市	17	4	21	245
	浦安市	1	0	1	9
合計	52	21	73	540	
東葛飾	松戸市	26	17	43	341
	野田市	3	5	8	15
	柏市	27	23	50	276
	流山市	12	6	18	99
	我孫子市	7	2	9	52
	鎌ヶ谷市	6	6	12	202
合計	81	59	140	985	
印旛	成田市	1	2	3	12
	佐倉市	3	3	6	21
	四街道市	7	2	9	73
	八街市	5	0	5	63
	印西市	8	1	9	34
	白井市	3	1	4	21
	富里市	4	2	6	25
	酒々井町	3	2	5	60
栄町	2	0	2	15	
合計	36	13	49	324	
香取	香取市	2	2	4	6
	神崎町	0	0	0	0
	多古町	0	0	0	0
	東庄町	0	0	0	0
合計	2	2	4	6	
海匝	銚子市	6	0	6	33
	旭市	4	3	7	36
	匝瑳市	1	0	1	7
	合計	11	3	14	76
山武	東金市	3	0	3	72
	山武市	0	0	0	0
	大網白里市	7	2	9	84
	九十九里町	0	0	0	0
	芝山町	0	0	0	0
横芝光町	4	0	4	22	
合計	14	2	16	178	
長生	茂原市	6	4	10	53
	一宮町	0	0	0	0
	睦沢町	1	0	1	9
	長生村	4	0	4	25
	白子町	3	1	4	15
長柄町	0	1	1	1	
長南町	1	0	1	4	
合計	15	6	21	107	
夷隅	勝浦市	0	1	1	1
	いすみ市	5	0	5	52
	大多喜町	0	0	0	0
	御宿町	1	1	2	18
合計	6	2	8	71	
安房	館山市	1	1	1	8
	鴨川市	1	0	1	22
	南房総市	0	3	3	3
	鋸南町	1	0	1	7
合計	3	4	6	40	
君津	木更津市	6	2	8	59
	君津市	2	0	2	14
	富津市	4	0	4	33
	袖ヶ浦市	5	1	6	47
合計	17	3	20	153	
総合計	279	131	409	2,988	

## 結成数の推移

時点	結成数	隊員数
平成26年4月1日	549	4,105
平成27年4月1日	519	3,905
平成28年4月1日	472	3,537
平成29年4月1日	469	3,617
平成30年4月1日	451	3,641
平成31年4月1日	424	3,198
令和2年4月1日	420	3,357
令和3年4月1日	427	3,398
令和4年4月1日	409	2,988